

令和5年第1回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年3月9日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和5年3月9日	午前10時00分
	散 会	令和5年3月9日	午後2時12分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 0 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

13番	喜 納 政 樹	1 番	仲 程 清
-----	---------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	教 育 長	知 念 正 昭
会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳	総 務 課 長	仲宗根 章
企画商工観光課長	屋富祖 良 美	住 民 課 長	崎 原 誠
福 祉 課 長	大 城 尚 子	子 育 て 支 援 課 長	安 里 孝 夫
健康づくり推進課長	平安山 良 信	建 設 課 長	宮 城 忠
農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	上 下 水 道 課 長	知 念 毅
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 任 主 事	與那嶺 卓
---------	---------	---------	-------

議 事 日 程

3月9日（木） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5		町長の施政方針演説
6	報告第1号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画について（報告）
7	議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定） (議案説明)
8	議案第2号	本部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について (議案説明)
9	議案第3号	本部町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について (議案説明)
10	議案第4号	本部町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
11	議案第5号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (議案説明)
12	議案第6号	本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第7号	本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
14	議案第8号	もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
15	議案第9号	本部町製氷荷捌き施設の指定管理者の指定について (議案説明)
16	議案第10号	もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定について (議案説明)
17	議案第11号	町道の路線変更について(謝花嘉津宇線) (議案説明)
18	議案第12号	町道の路線変更について(具8号線) (議案説明)
19	議案第13号	令和4年度本部町一般会計補正予算について (議案説明)
20	議案第14号	令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明)
21	議案第15号	令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明)
22	議案第16号	令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明)
23	議案第17号	令和5年度本部町一般会計予算について (議案説明)
24	議案第18号	令和5年度本部町国民健康保険特別会計予算について (議案説明)
25	議案第19号	令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について (議案説明)

日程番号	議案番号	件名
26	議案第20号	令和5年度本部町公共下水道特別会計予算について (議案説明)
27	議案第21号	令和5年度本部町水道事業会計予算について (議案説明)
28		予算審査特別委員会の設置

○ **議長 松川秀清** ただいまから令和5年第1回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって13番 喜納政樹議員及び1番 仲程 清議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から3月17日までの9日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしたとおりであります。その中から抜粋して説明をさせていただきます。

12月13日から16日、令和4年第7回本部町議会定例会、議場で行っています。

1月8日、令和5年二十歳の集い式典、もとぶ文化交流センター、祝辞は副議長が述べています。

19日木曜日、国・県出先機関の長及び関係団体等と北部市町村との新年会、ホテルゆがふいんおきなわ。

21日土曜日、第45回もとぶ八重岳桜まつり記念パレード・オープニングセレモニー、八重岳桜の森公園で行っております。

27日金曜日、令和5年沖縄県建設業協会北部支部新春の集い、ホテルゆがふいんおきなわで行っています。

2月8日、本部町商工会法人設立50周年記念式典及び祝賀会、もとぶ文化交流センターで行っています。

13日、沖縄県町村議会議長会第52回定期総会、自治会館4階で行っています。

14日、沖縄県離島振興市町村議会議長会第14回定期総会及び研修会、自治会館2階で行っています。

15日、沖縄県町村議会議長会町村議会議員・事務局職員研修会、パシフィックホテルで行っています。

28日、北部広域市町村圏事務組合議会第61回定例会、北部会館3階にて行っています。

諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。令和4年12月1日から令和5年2月28日までの私の行政報告を行います。主な事項のみについて説明いたします。

12月1日ですけれども、北部保健所の所長のところに行きまして、赤土流出防止の指導強化について徹底してもらいたいというようなことでの要請をしております。沖縄タイムス、琉球新報、マスコミでも報道されておりましたけれども、県の赤土流出防止条例に違反していると思われる事業者が本町で赤土を流出させていると。特に崎本部区域でそれが目立っているというようなことなどがありまして、県のほうに指導を強化するようというように崎本部の区長、そして崎本部の議員、私、課長を含めて要請に行っております。その件につきましては、先立って県の環境部長のほうにも条例の改正まで踏み込んで指導体制を強化してもらいたいというようなことで強く要望してきたところでありまして、今後も引き続き環境保全のために、その赤土防止の対応、対策については県が所管しているわけですから、強い要望、要請をしていきたいと思っております。

12月9日ですけれども、具志堅団地の入居者への鍵の引渡し式をしております。入居する皆さん方に対しまして、集落をみんなで盛り上げていただきたいというようなことでお願いをしております。6世帯18名、子供が10名増えております。集落が活況づいているというようなことを耳にしております。

12月15日ですが、渡久地港の海上ツリーの点灯式に参加しておりました。各課長を含めて役場も盛り上げていこうというようなことで参加しましたけれども、渡久地港活性化コンソーシアムという新しい組織ができて、渡久地港を中心として町を元気づけていこうというようなことでの民間団体が出来上がっております、そこが中心となりまして、12月15日から2月5日まで、桜まつりが終わる日まで町を元気づけていこうといったようなことで海上ツリーを点灯しております。民間ベースでのまちづくりに対する参画というのは画期的だというようなことで、今後もそのような取組を後押ししていきたいと考えております。

めぐりまして2ページですが、1月4日に3年ぶりに新春祝賀会を実施しておりますけれども、506名の参加者を見ております。どの地域よりも大勢の参加者が参画してとても活気づいて、久しぶりに盛り上がったというようなことで、これからのまちづくりの協力体制ができたと考えております。

8日ですけれども、今年からは装いが変わりまして二十歳の集いというようなことで銘打って、これまでの成人式に変わる集いをしております。123名の対象者がおりましたけれども、当日は88名の参加者を見ております。二十歳になった祝いについては、コロナ禍の中でも我が町については欠けることなくずっとやってきたというようなことで、若者の門出を祝うすばらしい取組だと考えております。

11日ですけれども、那覇市の郷友会のほうに足を運びまして、郷友会の皆さんに対しまして私のほうから町の現状、そしてこれからの政策、施策について40分ほど話をする機会を得ました。我が町の先輩方、稲嶺恵一元県知事はじめ、那覇市のほうで活躍している多くの会社の社長の皆さん50名ぐらいでしたけれども集まって、まちづくりに対する意見交換を含めて協力願いもやっております。

21日ですが、八重岳桜まつりオープニングセレモニーをやっておりますけれども、今年は過去に見ない活況を呈しておりました。約18万人の来場者を数えております。昨年は14万人でございました。その前の年は11万人でございました。年々八重岳の桜に対する価値が上がっているのかなと捉えております。

23日ですが、第15回B&G全国サミットに参加しましたけれども、特にサミットの中で地方の町をどう活性化していくのかといったようなことがテーマとして挙がっておりました。地方、地域のコミュニティーをどう再生してつくり上げていくのかといったようなことが大きなテーマとなっており、中でも子ども・子育て支援について、B&Gとしてもこれまで以上に地域の後押しをしていくというようなことなどがサミットの中で論じられておりました。

次3ページ、めぐりまして2月7日ですけれども、北部新テーマパークの起工式、今帰仁村の呉我山、皆さんご存じのとおり起工式に参加いたしました。2025年の開業に向けて工事を本格化させるというようなことで、これからの北部地域の活力源になればと期待しているところであります。

10日ですけれども、観光立国フォーラム、那覇市内、ロワジールホテルでしたけれども参加いたしました。観光等に係る我が沖縄県のポテンシャルは非常に高いといったようなことと、一面、観光人材がとても不足しているというようなことで、業界からそういう課題が提起されております。同時に具体的なお話ですけれども、二次交通、三次交通の課題も大きいのしかかっているというようなことで、この2つの課題がフォーラムの中で挙がっておりました。

13日ですけれども、むとうぶんちゅ観光ガイド認定証交付式、観光ガイドの認定をやっております。令和2年に19名認定しまして、今回12名認定いたしまして、計31名認定ガイドが誕生したと。これからの活躍を期待しているところでございます。

めぐりまして4ページですけれども、ホエールウォッチングのピーク宣言、マスコミ各社に業界の皆さんとその宣言をやっております。海のエリアの観光資源としての価値をもっともっと高めていきたいとの思いの中から、それをやろうよというようなことで呼びかけて、とても高い関心と評価を得ているというようなことでございます。同日ですが、熱帯亜熱帯環境ゾーン基本設計検討委員会というのがありましたけれども、記念公園の中の熱帯ドリームセンターの部分が老朽化しているというようなことで、そこをリニューアルしていきたいということでの検討に入っているというようなことの報告をしております。以上、行政報告でございました。

○ **議長 松川秀清** 町長の行政報告を終わります。

日程第5. 町長の施政方針演説を行います。町長。

○ **町長 平良武康** 令和5年度施政方針を読み上げて説明をしていきます。1ページから読み上げていきます。

令和5年度 施政方針

はじめに

令和5年第1回本部町議会定例会の開会にあたり、令和5年度予算案をはじめとする諸議案の説明に先立ち、町政運営の基本的な考え方について申し述べます。また、主要施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症が、感染症法で位置づけられている2類感染症から5類感染症に変更される方針が打ち出され、我々を取り巻く日常生活がwithコロナ時代からアフターコロナ時代へと転換していく情勢となっております。本町においても、これまでコロナ禍において、制限された活動が緩和され、社会経済活動が活発化しているところであります。

さて、令和5年度の予算編成におきましては、限られた財源の中で、私の目指す「日本一心豊かなまちづくり」を実現するため、積極的かつ着実な予算編成を行ったところであります。

令和5年度の一般会計予算は、総額9,973百万円となっております。前年度当初予算から約1,991百万円の増となっており、北部振興事業や一括交付金など各種国庫補助金等を積極的に活用し、新規事業及び継続事業の拡充などを提案しております。

令和5年度重点施策の概要

次に令和5年度における重点施策の概要について申し上げます。

第1に、「まちづくりの重点事業の実施について」申し上げます。

私は、町政運営の基本姿勢として、町民の生活を第一に据え、全ての町民の『融和』『協調』『個性』を大事に、『日本一心豊かなまちづくり』を目指してまいりました。令和5年度も引き続き、『心の豊かさ』を大切にまちづくりの基本理念といたします。

まちづくりにあたっては、ハード事業とソフト事業とのバランスを図りながら、持続可能なまちづくりを推進することが基本的な考えであります。

令和5年度の主なハード事業には、給食センター改築事業、瀬底団地新築事業、本部港渡久地地区水産整備事業、満名本線整備事業、上本部学園線整備事業、田空ハーソー公園機能強化事業など数多くの事業を実施いたします。

ソフト事業関連につきましては、一括交付金を活用した本部町観光誘客周遊バス実証事業、テレワーカー人材育成事業、低炭素なまちづくり推進事業、もとぶブランド牛改良促進事業など多くの事業を実施することにしております。

アフターコロナを見据え、ありのままの自然、ありのままの日常に磨きをかけ、観光客を呼び戻したいと考えております。令和5年度につきましては、新たに『町まるごとテーマパーク強化事業』を立ち上げ、民間が持つ観光コンテンツを積極的に後押ししていきたいと考えております。

更に町まるごとテーマパーク化を推進するため、本部町観光誘客周遊バス実証事業、もとぶマイクロツーリズム推進事業、田空ハーソー公園機能強化事業、本部港渡久地地区水産整備事業な

どの一層の拡充を図ってまいります。

I C Tを活用した行政のD X及び地域のD X推進は、アフターコロナ時代のまちづくりにおいて、その取り組みを着実に強化しなければならないと考えております。

令和4年度に着手し、令和5年2月から稼働している「引越ワンストップサービス」や令和5年4月から一部行政手続きがインターネットを通して可能となる「オンライン申請サービス」も稼働予定であります。

令和5年度は、現在策定中の「本部町D X推進計画」を実施の段階に移行し、本町のD Xの推進を加速してまいります。

その一つとして住民情報を取り扱う、基幹系システムのガバメントクラウドへの移行に向けた「行政システム標準化計画」を策定し、作業を進めてまいります。

情報発信の強化は、これらのまちづくりを行うにあたって、極めて重要だと考えております。

これまで、報道各社やFMもとぶ向けの定例記者会見や本町ホームページの機能拡張などを実施しております。令和5年度は、L I N Eの機能拡張や様々なイベント情報の発信などをより一層、強化してまいります。

第2に、「地域産業の振興について」申し上げます。

1点目に、「観光の振興」について、申し上げます。

令和4年の沖縄県観光入域者数は570万人となり、令和元年以来、3年ぶりに対前年比で増加傾向となっております。本町の観光入域者数においても223万人となり、前年よりは増加傾向となっております。しかし、コロナ禍前の約45%の観光入域者数にとどまっており、今後は特にインバウンド関係の増加が期待されているところであります。

本町の観光振興につきましては、地域住民や団体が主体的に開催する観光客誘客のためのイベント等の支援を積極的に促進してまいります。

また、周年を通して観光客の移動手段を確保し、本町への誘客及び町中周遊を促進するため、「観光誘客周遊バス実証事業」を拡充・推進してまいります。

観光地としての魅力を高めるため、国営沖縄記念公園事務所及び沖縄美ら島財団との連携を更に強化し、多種多様な観光客誘客活動などを引き続き展開してまいります。

また、「もとぶマイクロツーリズム推進事業」においては、モニターツアーを実施するなど実践に向けた取り組みを強化してまいります。更にツアーガイドの育成により、質の高い受け入れ態勢を構築してまいります。

令和5年度においても、観光協会を中心に商工会や飲食業界など、各種団体と引き続き連携を図り、観光振興に努めてまいります。

2点目に、「商工業の振興」について、申し上げます。

商工業の振興につきましては、これまで本部町商工会と連携し、コロナ禍による各種支援策等の申請支援及び経営支援を実施してまいりました。また、新たな販路開拓による売上確保の取り組みなど各種事業者と連携してまいりました。

コロナ禍による行動制限や物価高騰などによる町民生活及び町内事業者の経済的影響の緩和を図るため、令和2年度から令和4年度までの間、「もとぶコロナショック生活支援及び経済活性化事業」等を実施してきました。

引き続き、物価高騰などによる町民生活の影響を緩和するための支援を実施してまいります。

商工業振興における販促活動は極めて、重要であることから「メイドインもとぶ産品成長化推進事業」を引き続き実施いたします。県内では沖縄の産業まつりや桜まつり、海洋博公園内での販促活動を引き続き支援してまいります。

また、県外においても青森県での「全国地場産フェア」や東京都で開催される「ニッポン全国物産展」への出展や事業者支援などを積極的に展開してまいります。

3点目に、「農林水産業の振興」について、申し上げます。

まず、農水産物などの販売力の強化を図るため、もとぶかりゆし市場を中心に関係機関と一体となったセールスプロモーションの展開を強化いたします。更にマスメディアを活用した効果的な情報発信に取り組み、町産農水産物の販売促進につなげてまいります。

農産物の生産力強化については、JA本部支店及び花卉農協など生産団体と連携し、生産性の向上に努めてまいります。特に「シークワサー関連商品」、「もとぶかりゆしゴールド」及び「アセローラ」など本町が誇るブランド商品の更なる品質向上及び商品開発に取り組み、生産拡大につなげてまいります。

養豚については、生産者と連携し、「本部町産あぐ〜」の認知度向上及びふるさと納税の返礼品に活用するなどPRに努めてまいります。また、豚舎から排出される有機物が円滑に地域循環できるよう取り組んでまいります。

肉用牛については、令和4年度に導入した全国でもトップクラスの優良雌牛を活用し、最高級の子牛の生産改良に取り組み、新たな「もとぶブランド牛」の改良促進を実施してまいります。

農業団体の育成については、引き続き、「本部町の農業を元気にするネットワークの会」及び「本部町青年農業者の会」を積極的に支援してまいります。

基盤整備については、「具志堅地区かんがい配水施設の整備事業」を令和7年度の完成に向け事業を実施してまいります。

また、ハーソー公園の機能強化策として、観光機能と地産地消を目指した地域振興施設として位置づけ、自然学習を体験できる交流拠点に向けた整備を実施してまいります。

水産業の振興については、本部港渡久地地区に新たな施設整備を行ってまいります。

その内容としましては、漁船の係留施設を整備することで、港内用地及び水域の効率的な活用につなげてまいります。

森林保全については、保全と活用のバランスを図るよう検討してまいります。特に八重岳エリアについては、史跡名勝天然記念物の指定を受けるなど重要な森林地域を形成しております。本町への観光誘客促進を図るための貴重な観光資源でもあります。桜への施肥作業や草管理等を行い、今後とも積極的に保全し、観光資源としての活用も推進してまいります。

第3に、「住民生活の環境整備について」申し上げます。

1点目に、「生活道路の整備」について、申し上げます。

道路整備は、本町で生活する、すべての人に恩恵をもたらすことができる重要な施策であります。

北部振興事業を活用して整備を進めてきた、瀬底島一周線、石川謝花線、嘉津宇具志堅線及び満名川線については、令和4年度に全線の供用を開始いたしました。令和4年度からは町道上本部学園線及び町道満名本線の整備が始まっており、いずれも実施設計が完了したことから令和5年度より用地買収に着手いたします。

本町のより一層の定住促進と産業振興を図るため、引き続き強力で推進してまいります。

健堅石嘉波線については、国庫補助事業予算である沖縄振興公共投資交付金を活用して整備を進めることにしております。令和5年度から用地買収に着手をし、早期の着工を目指してまいります。

また、満名川周辺的生活道路においては、大潮や大雨時に冠水する区間について対策工事を進めてまいります。

東浜川線の嵩上げ工事については、国庫補助事業予算である社会資本整備総合交付金が満額配分されたことにより、現在、工事の準備を進めているところであります。

更に町単独予算による東地区内の嵩上げ工事も行い、安心・安全な生活環境をつくりあげてまいります。

一方、第一渡久地橋については、先月、橋桁の沈下が見られるなど危険な状態となっているため、全面通行止めといたしました。町民生活への影響を最小限にするため、早急に調査・設計費用を予算計上したところであります。あわせて、国土交通省の「道路メンテナンス事業」を活用し、一刻も早い架け替えに取り組めないかを沖縄県と調整しているところであります。

2点目に、「町営住宅の整備」について、申し上げます。

定住人口の確保のためには、町営住宅の整備が喫緊の課題であります。令和4年度は、具志堅団地の整備が完了いたしました。子育て世帯が入居し、地域のさらなる活性化が図られているところであります。

また、北部振興事業を活用し、瀬底団地の設計に着手しており、令和5年度の完成に向けて取り組んでまいります。

今後とも順次、子育て支援住宅を整備し、定住人口の確保に努めてまいります。

3点目に、「港湾整備」について、申し上げます。

本部港は、本町のみならず北部地域の物流拠点として重要な港湾となっております。

鹿児島、東京・大阪の定期航路により、現在では北部地域を中心に沖縄県全域の物流を扱っております。今後とも本部港が担う役割が大きくなっていくものと期待しております。

また、大型クルーズ船を受け入れるための岸壁工事が令和4年11月に完成しており、大型クルーズ船の受け入れが可能となっております。引き続き、沖縄県と連携し、港湾管理の強化を含

めた港湾整備に努めてまいります。

4点目に、「町道など生活道路の補修等」について、申し上げます。

現在、町単独事業として、「もとぶ環境美化事業」を実施し、各行政区による公共の場の環境美化、安心安全な地域づくりの取り組みを支援しています。これにより、地域住民が道路の維持管理に参画する仕組みを作りあげてまいりました。

また、一括交付金を活用した、「もとぶ観光地クリーンアップ事業」により、令和4年度は、町道及び農道18路線の美化作業を実施してまいりました。引き続き、道路の維持管理・美化に努めてまいります。

第4に、「町民の福祉・保健・衛生について」申し上げます。

1点目に、「福祉の充実」について、申し上げます。

これまで、新型コロナウイルスの影響で地域活動の中止など、地域住民のつながりが薄れてしまいう状況にありました。こうした中、子育て世代や老人及び障がい者を含めた地域共生社会の体制づくりが重要となっております。

このようなことから、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会など関係者との連携を一層強化してまいります。

児童福祉につきましては、「社会全体で次代を担う子ども達を育てる」という機運を高めていきたいと考えております。令和5年度から国においては「こども家庭庁」を新たに設置し、様々な子育て支援策についての体制整備が行われていきます。本町は2年前にいち早く子育て支援課を配置し、子育てへのサポートを強力に展開してまいりました。

その象徴が「本部町子ども・子育てゆいまーる基金」であり現在、町内外から多くの個人・企業などから賛同を頂いているところでございます。

本基金を活用し、令和5年度も引き続き、①幼稚園児への絵本の提供によるふれあい学習支援、②双子等出産時における支援、③子どもの居場所づくりへの支援、④保育園児への食費支援、⑤町立学校へのデジタル教科書支援、⑥県外等への派遣費支援、⑦ブックスタート事業支援、⑧南富良野体験交流事業支援、⑨中学校進学支援、⑩子育て世代育児用品支援、⑪妊産婦子育て世代移動支援等、多様な支援を行ってまいります。

令和5年度は新たな事業として「出産・子育て応援交付金事業」を実施し、妊婦世帯の経済的不安解消支援などを実施してまいります。

令和5年度も引き続き、保護者が安心して子育て及び就労ができるよう「ひとり親家庭等の放課後児童クラブ利用料半額補助」及び「医療的ケア児の受け入れ」、「病児対応保育」を実施してまいります。

子どもの貧困対策及び児童虐待対策につきましては、支援員を増員配置するなど、きめ細やかな支援体制を構築してまいります。

老人福祉については、高齢化がなお一層加速する中、介護保険サービス及び認知症の相談件数等が増加しております。このことから、本人及び家族の相談にも適切な支援対応が出来るよう取

り組んでまいります。

また、地域における通いの場合は、住民同士のつながり及び介護予防に重要な役割を果たしております。今後も各地域での住民主体の取り組みについて支援を強化してまいります。

運動教室等介護予防事業については、要支援状態からの自立を目指す自立支援を推進してまいります。

要介護状態になっても、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できるように、「地域包括ケアシステム」の構築を引き続き推進してまいります。

障がい福祉につきましては、障がいのある方や家族の実情に応じた相談支援など、緊急時の受け入れ体制を備えた「地域生活支援拠点等」の機能充実を図ります。

また、障がい児・障がい者の生活支援については、沖縄県障害者自立支援協議会等と連携して、支援体制の整備に取り組んでまいります。

生活困窮者への支援としては、生活全般の困りごと等に対して、地域や社会福祉協議会等関係機関と連携しながら支援してまいります。

2点目に、「保健・衛生」について、申し上げます。

新型コロナワクチン接種について、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更になりますが、関係機関とも連携し、引き続きワクチン接種が継続して実施できるよう努めてまいります。

住民健診につきましては、特に40歳以上が受診する特定健診の受診率向上のため、平日に受診できる個別健診及び週末に受診できる集団健診を実施いたします。

また、住民健診受診者が町内事業所で利用できる「健康特典チケット」も引き続き配布してまいります。

健診後の保健指導においては、保健師や看護師等による訪問指導や電話相談を実施し、糖尿病など、生活習慣病の重症化予防に努めてまいります。

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度につきましては、令和4年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」が始まっております。介護予防事業とも連携しながら、後期高齢者になっても切れ目のない保健指導を行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の高齢化による医療費の増加等により、財政運営は依然として厳しい状況にあります。

引き続き財政の運営主体である沖縄県とも連携し、適切な財政運営に努めてまいります。

また、主要な財源となります国民健康保険税につきましては、引き続き夜間相談をはじめとする納税相談等を積極的に行ってまいります。

環境衛生につきましては、引き続きごみの資源分別の意識を高め、減量化と資源化を推進してまいります。

また、行政区やボランティア団体とも連携し、町内の美化活動等も積極的に支援してまいります。

タイワンハブ対策につきましては、引き続き捕獲器を増設し、個体数を減少させる取り組みを強化してまいります。

第5に、「上下水道事業について」申し上げます。

水道事業につきましては、令和5年度も施設の維持管理及び水質管理を重点におき、町民への水の安定供給に努めてまいります。また、令和4年度に続き「並里浄水場」と「笹川浄水場」の機能を統合した「新浄水場」の整備を推進してまいります。令和5年度においては、ポンプ棟建築工事、造成工事等を施工してまいります。

また、安定した水の供給体制及び経営安定を図るため、新たに、水道事業基本計画の見直しに着手いたします。

公共下水道事業につきましては、各所で老朽化が著しく進んでいることから、全面改修が必要な状況であります。

令和5年度は、施設の修繕整備に加え、全面改修に向けた基本設計業務の完了を目指します。完了後は、日本下水道事業団と協定を締結し、実施設計業務に着手してまいります。

また、令和6年度から地方公営企業法を適用するために移行業務を進めてまいります。

令和5年度は全国的な電気料金等の高騰により上水道事業、公共下水道事業共に厳しい経営になることと予想されますが、より効率的で安定した経営を目指してまいります。

第6に、「幼稚園教育・学校教育・社会教育について」申し上げます。

地域社会全体で、心豊かでたくましい本部っ子を育成することは、教育行政の基本姿勢として、極めて重要な課題であります。そのために、「豊かな人間性」、「学力の向上」、「自立心の向上」を本部町フロンティアビジョンの中核に据えて、その支援に取り組んでまいります。

1点目に、「幼稚園教育」について、申し上げます。

幼稚園教育につきましては、幼稚園と小学校の合同研修会等を通して連携強化を図り、教育体制の構築に取り組んでまいります。令和5年度においても、本部幼稚園の専任園長を中心に、全幼稚園の体制強化を引き続き図ってまいります。

2点目に、「学校教育」について、申し上げます。

各学校における校内研修などを充実させ、すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ってまいります。

令和5年度においても、本部小学校を研究指定校として、ICT教育の推進を図ってまいります。引き続き、プログラミングコンテストやタイピングコンテストなどを実施いたします。

また、小中一貫したキャリア教育の充実を図るため、キャリアパスポートの活用や異学年交流を行うなど、自立心の向上を推進してまいります。

これまで懸案事項にありました、瀬底小学校屋内運動場の雨漏りにつきましては、令和5年度において早期に調査設計を実施し、屋根全面改修工事に取り組んでまいります。

学校給食においては、地域食材を活用し、食を通して食べ物に関する知識や生活習慣、健康な体づくりなどの食育の推進を図ってまいります。

令和4年度から取り組んでおります、学校給食費無償化については、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、令和5年度も引き続き取り組んでまいります。

本部高校につきましては、新たに高校魅力化コーディネーターを配置し、高校と地域をつなぐサポートなどの支援をしております。また、後援会への支援、大学及び専門学校等への進学支援も引き続き図っております。

3点目に、「社会教育」について、申し上げます。

社会教育の振興につきましては、八重岳エリアや本部カルスト地域等を活用し、自然観察教育等を継続的に実施しております。また、各字公民館と連携し、夏休みを利用した地域学習教室、子ども会活動等にも引き続き取り組んでまいります。

更にもとぶ文化交流センター及び町立博物館を活用し、自然・歴史・文化などの魅力の情報発信、体験・交流及び各種研修など、より一層推進しております。

文化活動については、本部町文化協会と連携し、もとぶ展や本部町文化祭の開催などに取り組んでまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツを通して町民の体力向上等を図るため、運動公園や町民体育館、各学校の体育施設などの活用を推進しております。

第7に、「行政組織体制の強化と財源の確保について」申し上げます。

社会経済状況が大きく変化する中、職員一人ひとりが多くの課題に、的確に能力を発揮することが求められます。そうした職員の能力を「組織力」として集結し、課題解決に向け取り組んでまいります。

その組織力の強化を一層図るため、統括監の職を新たに設置します。多様化・複雑化する行政需要に対し、課の横断的な取り組みにより、迅速かつ的確に『変化する新たな時代に対応』してまいります。

また、職員個々の能力を伸ばすため、職員研修の強化に取り組めます。

財源の確保につきましては、町税をはじめとする自主財源の確保・拡充に取り組んでまいります。

税収につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が予測しづらい状況ではありますが、町税への影響について引き続き注視しております。

町税収納では、納税相談員によるきめ細やかな相談及び法に基づく適正な滞納処分等により収納率の維持・向上に努めてまいります。

また、キャッシュレス決済や口座振替などの収納を推進するなど、納税環境における利便性の向上に努めてまいります。

個人版ふるさと納税、企業版ふるさと納税の応援寄附につきましては、令和5年度におきましても、多方面に応援寄附の協力をはたらきかけ、魅力ある町づくりに有効活用を図ってまいります。

おわりに

以上、令和5年度の町政運営にあたり、主要施策の概要につきまして、重点事業と新規事業を中心に、その一端を申し述べました。

施策の推進にあたりましては、全職員連携のもと、総力を上げて施策を遂行してまいります。

最後に、令和5年度においても、町民本位の行政運営を基本とし、常に親切丁寧な対応に徹し、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。私の目指す「日本一心豊かな町づくり」を実現すべく、全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げ、令和5年度の施政方針といたします。

令和5年3月9日

本部町長 平良 武康

以上でございます。

○ 議長 松川秀清 町長の施政方針演説を終わります。

休憩します。

休 憩（午前10時53分）

再開します。

再 開（午前11時00分）

日程第6．報告第1号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画についてを議題とします。
本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 令和5年第1回本部町議会定例会におきまして、1件の報告と21件の議案を提出してございます。その内訳は、沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告が1件、専決処分承認に関する議案が1件、条例の制定及び一部改正議案が7件、指定管理者の指定議案が2件、町道路線認定等に係る議案が2件、令和4年度補正予算関係議案が4件、令和5年度の当初予算関係議案が5件となっております。

説明に当たりましては、教育長ほか担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を別紙のとおり提出する。
令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

配付しております計画書が、令和5年度沖縄県町村土地開発公社における事業計画書となっております。内容といたしましては、4ページから7ページが事業計画書となっております。

6ページ、7ページをお開きください。上の段の項目の今年度取得造成（B）が事業計画となっております。下から3段目が本年度の合計で、取得面積が3万22平米、金額として4億9,323万6,000円となっております。本部支社の事業といたしまして、昭和53年度以降は土地開発

公社の活用はしておりません。以上で報告を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画についての報告を終わります。

日程第7. 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第1号でございます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、業務を円滑に執行する必要があるため、本部町職員定数条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。令和5年1月12日に専決処分を行ったところであります。

次の次のページをお願いいたします。3ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。議会事務局の職員と併任で監査委員事務局の職員を2人と定数条例で定めておりますが、それを3人に改正するものでございます。その理由が、職員が長期の休暇に入ることになりました。それが1月10日でございます。それを受けて早急に職員体制を組む必要があることから、代替の正規の職員を配置しました。そのため定数的に1人増員になることから、今回1月12日に専決処分ということで条例を改正したところであります。以上、説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第8. 議案第2号 本部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第2号 本部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。本部町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、「本部町個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

最後のページの参考資料で説明をさせていただきます。最後のページ、3ページ目になります。横書きの趣旨でございますが、丸の1つ目、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請されているところであります。

そのボツ1つ目ですけれども、現在、団体ごとの個人情報保護条例の規定運用の相違がデータ流通の支障となっているということでありまして、今地方自治体でそれぞれ個人情報に関する条例が制定されております。その制定の中身がそれぞれ自治体によって異なると。それで今後のDX等を進める中で支障になり得るということで、国が統一の法律を今回制定しまして、今年4月1日に施行されます。それに伴いまして、各自治体約1,100ございますけれども、その自治体がそれぞれ持っている条例を廃止しまして、国の法律に伴う運用を今後は行うということになります。例えばどういう支障があるかと申しますと、統計の作成、学術研究のために提供するデータにつきましては、1,800の自治体がある中で約460自治体は、その目的が統計、あるいは研究のためであれば提供するという条例があるところがあります。残りの1,800自治体については、統計、研究のための情報を提供するという項目がありません。本町もそのような項目がないので、必要な場合は審議会にかけて審議会が判断して、提供するかしないかを決めます。ということは、審議会がオーケーであれば出すところもあるし、審議会を通らなければ出せないデータがあると。ということは、国全体で全体を網羅することができないので、この国の法律でもって国の審査会がこの研究、この統計には国民全体のデータが必要ということを示した場合には法律に基づいて全自治体が提供するという法律改正でございまして、3ページの丸3番目、こうした課題に対応するため地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールを法律で規定するということとございまして、それに伴う本町の条例改正でございまして、以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第9．議案第3号 本部町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第3号 本部町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。本部町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本部町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

こちらにおきましては、今現在も個人情報保護審査会の条例はあります。ただ、先ほどの議案第2号の条例の中で旧条例、今の条例は3月31日で廃止されることとなります。その廃止される条例の中に個人情報保護審査会の項目がありますので、新たにこの審査会の条例も制定しないといけないものとなっております。審査会の職務でございまして、町長からの諮問を受けて、それを答申する機関でございまして。例えば情報公開、あるいは個人情報保護の請求等に、本町がこれは公開できない、あるいはこの部分の一部は公開できない等を判断して請求者に通知した場合、

それに疑義がある、納得がいかない場合に、その審査会で諮って第三者が審査して、長に答申するものでございます。今まで長が公開した情報、そして個人情報に関しては不服の申し立てはございませんので、不服に係る審査会を行ったケースはございません。一度だけ審査会を開いております。条例の制定の際に、条例の中身について審議していただきました。大学の関係者が1人、そして弁護士が1人、計3人で審議していただいております。今現在は委嘱している委員はいません。ケースが出た場合に委嘱して、その審査会を立ち上げるという形を取ります。よって、今回条例が廃止されることに伴い、新たに途切れなく4月1日に、この条例を制定するものでございます。以上です。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第10. 議案第4号 本部町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第4号 本部町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、本部町職員の定年等に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料で説明をさせていただきます。後ろから2枚目の35ページをお願いします。一番上に地方公務員法の一部を改正する法律の概要と記されております。その下、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げると。国の法律に伴いまして、町の条例も改正するものでございます。60歳定年でございますが、段階的に、最終的には65歳定年に延長するものでございます。この条例では65歳に定年を引き上げる分と、もう一つございます。1の役職定年制の導入。○組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制を導入するということがございます。この2つの条例の改正になります。

次の資料36ページをお願いします。定年引上げスケジュールがございます。上の表の中に生年月日がございまして、昭和38年4月2日から昭和39年4月1日という段をお願いします。従来だと昭和38年4月2日から昭和39年4月1日に生まれた方は60歳の定年でございますが、この条例改正の適用を受けますので、61歳が定年退職になります。表の下から2段目の昭和42年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた職員に関しては、最終的に65歳に定年を迎えるということで、段階的というのはこのような表のことを指しております。その中で2番目の役職定年でございますが、役職というのは管理職を指します。本町でいうと、課長、主幹は60歳を迎えた最初の3月31日までは現職ですけれども、4月1日からは役職を解かれます。解かれまして、本町では班長、主査、あるいは一般行政職の主事になるということでございます。以上、説明を終わります。

ます。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第11. 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、本部町の関係条例を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

先ほど説明いたしました定年引上げに関連する改正でございます。こちら最後の資料で説明をさせていただきます。最後の42ページをお願いします。先ほど説明した資料と同じ資料でございますけれども、今回は下段の表で説明をいたします。この条例の大まかな概要としまして、先ほどの条例改正の中では60歳で役職定年を迎えると説明いたしました。その役職定年を迎えた職員に関しての給与の在り方を制定しております。下段の表の60歳に達した職員の給与等について、3段、4段ぐらい下がります。給与水準（1）でございます。その下の○当分の間、職員の給料月額、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後7割水準とするということで、役職もそうですけれども、役職を受けていなくて60歳になる職員も7割程度に給与が抑えられるというものでございます。例があります。5級93号の職員、月額39万3,000円あるとした場合、61歳になると27万5,000円、30%減額されてその額になりますということで、給与水準も3割減額される条例であります。

それ以外に定年が60歳から65歳に伸びますので、その間自己の体調等でフルタイムではなく、時間を短時間勤務にしたいという場合は、それも可能でございます。その短縮した勤務体系を取りたいと希望する職員がいる場合は、この条例でもって可能ですという中身がございます。例えば短時間というのは、週で約15時間から31時間の間で勤務ができると。今、週38時間45分ですので、例えば午前中だけ仕事をしたい、週3日仕事をしたいという選択もできるというものです。その場合だと、またさらに給与がその分カットされるという中身の条例の制定になっております。以上、終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第12. 議案第6号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第6号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、沖縄県人事委員会勧告による給与改定等に基づき、本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

提案理由にありますように、沖縄県人事委員会勧告が会計年度任用職員の給与の引上げを発表いたしました。沖縄県も同様の引上げを行うものをごさいますて、その人事委員会勧告に従いまして、本町も会計年度任用職員の給与の引上げを行うものをごさいます。

最後のページで説明をいたします。12ページに参考資料をつけております。会計年度任用職員の給与引上げに伴う影響額を出しております。まず、給料が上がりますので、2つ影響が出てきます。給料に係る分と期末手当に係る分をごさいます。給料をごさいます、これは平均でございます。自分が今どこの級にいるかによって上がり幅が変わってきますけれども、1人当たり月額約3,600円の引上げでございます。年間にしますと、1人4万3,200円の給料。こちらは148人いますので、全体で639万3,600円の引上げ。期末手当の影響額でございます、1人当たり年間約8,820円の引上げ。トータルで130万円余の引上げ。合計でございます、1人当たりの給与引上げ、年間で約5万2,020円程度引き上げられます。全体の影響額としまして、約769万円程度の引上げになるものをごさいます。以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第13. 議案第7号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、本部町国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

説明につきましては、参考資料で説明いたします。3枚おめくりください。参考資料の②で説明いたします。本部町国民健康保険条例の一部改正の概要となっております。今回の条例改正は、出産育児一時金の引上げに伴うものであります。まず初めに、出産育児一時金についてご説明いたします。中段のほうをご覧ください。出産育児一時金は、被保険者またはその被扶養者が出産

したとき、出産に要する経済的な負担を軽減するため、一定の金額を支給する制度となっております。

支給額につきましては、下の表をご覧ください。4月1日からは出産育児一時金が40万8,000円から48万8,000円に8万円引き上げられます。この出産育児一時金48万8,000円に産科医療保障制度の掛金加算1万2,000円を合計した50万円を支給することになります。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第14. 議案第8号 もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号 もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、労働環境の緩和のため定休日を設定し、町民サービスの向上を図る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料でもって説明させていただきます。新旧対照表となっております。現行であります。文化交流センターは、事務室と図書資料室の2室がございます。現行におきまして、図書資料室のみ月曜日の休みでありました。昨今の働き方改革もございまして、改正案のとおり、両室とも月曜日定休日とさせていただくということでもあります。以上であります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第15. 議案第9号 本部町製氷荷捌き施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 松本一也** 議案第9号 本部町製氷荷捌き施設の指定管理者の指定について。本部町製氷荷捌き施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所、名称、本部町製氷荷捌き施設、場所、本部町字渡久地792番地51。指定管理者、所在地、本部町字谷茶28番地、名称、本部漁業協同組合。指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本部町製氷荷捌き施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者を指定し管理を行わせる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページに参考資料として、本部町製氷荷捌き施設の指定管理者による、平成30年度から令和3年度までの収支決算書となっております。令和元年度から黒字化となっております、令和4年度も黒字化の予定であります。以上、説明とします。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第16. 議案第10号 もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号 もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定について。もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所、名称、もとぶ文化交流センター、場所、本部町字大浜874番地1。指定管理者、所在地、本部町字大浜881番地1、名称、本部町商工会。指定期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、もとぶ文化交流センターの管理運営について指定管理者に行わせることで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、上記の団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。令和3年度におけるもとぶ文化交流センターの収支決算書となっております。

次のページをお開きください。もとぶ文化交流センターの年度別施設利用状況一覧となっております。本施設は、令和3年7月30日に内覧会を終えて、新施設での本供用開始が令和3年8月1日からとなっております。実質1年と8か月ほどの運用となっております。そこで令和2年度から令和4年度の3年間の期間としておりましたが、先ほどありましたように、実質の運用が1年8か月、またコロナ禍による施設の運用等ができなかったこともありました。そこで現管理をしています商工会と3年の指定期間を設け、改めて指定管理者を指定したいということになります。以上です。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第17. 議案第11号 町道の路線変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号 町道の路線変更について。道路法第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

路線名、町道謝花嘉津宇線。変更前の起点、本部町字謝花311番地先、終点、本部町字具志堅

375番地先。変更後の起点、本部町字謝花311番地先、終点、本部町字嘉津宇33番3地先。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、町道謝花嘉津宇線の一部の区間が新たに整備した町道嘉津宇具志堅線と重複するため、町道謝花嘉津宇線の終点を変更する必要が生じた。これは道路法第10条第2項の規定に基づく路線の変更にあたることから、あらかじめ同条第3項に基づく議会の議決が必要となるため。

次のページ、A3の参考図面をご覧ください。参考図面において、黄色い線が現在の謝花嘉津宇線となっておりますが、このたび整備した水色の波線、嘉津宇具志堅線により重複する区間が発生するため、今回路線の整理を行うことといたしました。

まず、議案第11号では、黄色い線の謝花嘉津宇線を水色の波線の嘉津宇具志堅線の起点まで縮めることで重複を解消したいと考えております。参考に、これに伴って謝花嘉津宇線の延長は3,070メートルから1,490メートルになります。なお、参考図面における紫の区間につきましては、次の議案第12号で新たに路線認定をしたいと考えております。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第18. 議案第12号 町道の路線変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号 町道の路線変更について。道路法第8条第2項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

路線名、町道具8号線。起点、本部町字具志堅2453番地先、終点、本部町字具志堅375番地先。延長が800メートル、幅員が3.8メートルから7.7メートル。令和5年3月9日提出、本部町長平良武康。

提案理由、町道謝花嘉津宇線の路線変更に伴い、同町道の一部区間を廃止し、これに変わる路線として町道具8号線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、あらかじめ議会の議決が必要であるため。

次のA3の参考図面をご覧ください。先ほどの議案第11号で謝花嘉津宇線の終点を変更する提案をいたしました。これに伴い、もともと重複していない北側の区間、参考図面における紫色の区間について、新たな具8号線として認定したいと考えております。なお、本路線の延長は800メートルになります。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第19. 議案第13号 令和4年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第13号 令和4年度本部町一般会計補正予算について。令和4年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、

本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いいたします。令和4年度本部町一般会計補正予算。令和4年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出からそれぞれ1億374万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ87億8,770万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費の補正）第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。（地方債の補正）第3条、地方債の廃止及び変更は、「第3表地方債補正」による。

2枚めくりまして、4ページの繰越明許費がございますので、その説明をさせていただきます。3月補正におきましては、15事業の繰越しを計上しております。まず、財務規則整備業務委託料110万円でございますが、こちらは財務規則の見直しを現在行っているところでありますけれども、業者とのスケジュール調整、あるいは各課の資料の取りまとめなどに時間を要しているために、今回繰越しを計上しております。令和5年9月末の完了予定です。次に法改正に伴う戸籍システム改修事業、こちらは戸籍の法改正がございまして、システムの改修が必須でございます。国からのシステム改修の要件が示されるのが遅れたために、町の事務の着工も遅れました。こちらは令和5年6月末までに完了を予定しているところでございます。続きまして、車両購入費、こちらは福祉車両406万4,000円。世界情勢等の影響による部品不足や、福祉車両のため一般車両と異なることから受注生産になります。その工程に時間を要しているため、年度末での納品が遅れました。こちらは令和5年4月中に納品を予定しているところでございます。新型コロナワクチン接種対策費1,304万8,000円。新型コロナウイルスのワクチン接種事業が令和5年度も継続実施となったため、こちらの費用を令和5年度に繰り越してワクチン接種に取り組むものでございます。令和5年度いっぱい、令和6年3月末までこちらは繰り越します。車両購入費、塵芥車でございます。1,078万円、こちらも福祉車両と同様、製造の遅れでございます。令和5年4月末には納品を予定しております。みかんの里機能強化事業2,168万円。これも鋼材が不足している状況でございます。納品に不測の日数を要したため遅れました。こちらは令和5年5月末に納品を予定しております。有機物リサイクル推進事業1,350万7,000円。こちらも部品不足、半導体不足で納品が遅れております。こちらは令和5年12月末の納品を予定しております。伊豆味トンネル修繕・点検事業702万円。こちらは当初、本町においては令和5年度の事業として計画しておりましたが、今年の1月、国により前倒しで交付が決定されました。1月の交付決定であったため、十分な事業期間が確保できておりませんので繰越しをいたします。令和5年12月末を予定しているところでございます。健堅石川線道路改良事業3,044万5,000円。こちらは相続人の調査に不測の日数を要したため繰り越します。令和5年9月末の完了を予定しております。東浜川線道路改良事業4,459万円。こちらは当初、補助金の配分額が不足しておりました。十分な補助金が見つからない状態でした。事業に必要な額の確保が、12月に満額補助金がもらえることになったため、関係機関との協議に時間を要しました。こちらは満額つきましたので執行いたしま

す。令和5年9月末の完了予定をしております。上本部学園線道路整備事業8,400万1,000円。こちらは道路流末の排水の計画及び電力会社との調整に不測の日数を要しました。こちらは令和5年9月完了予定でございます。満名本線道路整備事業9,253万9,000円。物件調査と用地測量の事業でございますが、こちらにも不測の日数を要したため、令和5年9月末完了予定でございます。第一渡久地橋修正設計業務347万5,000円。こちらは第一渡久地橋が早急に設計が必要になったため、今回補正でも計上しております。ですので、こちらにも繰り越さざるを得ない事業となっております。令和5年9月末にはその設計が完了する予定でございます。町営住宅瀬底第三団地新築事業5,205万5,000円。用地交渉に不測の日数を要しました。そのため、設計業務の発注が遅れまして繰り越すものでございます。令和5年9月末完了予定でございます。本部町共同調理場改築事業、こちらは給食センターでございます。8,443万5,000円、設計の見直しが必要になりました。関係機関との調整に時間を要しました。令和5年6月末に完了を予定しております。以上が繰越しの補正の説明でございます。

続きまして、補正の中身を説明いたします。事項別明細書で説明をいたします。かいつまんで説明をさせていただきます。まず、歳出から説明をいたします。事項別明細書の14、15ページをお願いいたします。総務費でございます。15ページの上から2段目、公式LINE機能高度化事業委託料533万4,000円の減額でございます。こちらは町の公式LINEの機能を充実させる事業でございます。見やすいとか、すぐ検索しやすい等のものであります。こちらは当初、事業を計画していたよりも安価で契約ができましたので、委託契約の残の分が発生しましたので、その分減額しているものでございます。続きまして積立金、財政調整基金積立金7,788万5,000円でございます。こちらは財政調整基金に積むものでございますが、これは一時的に積む特殊な積立てでございます。国が全国一律に実施しました非課税世帯への給付金1世帯当たり10万円と、物価高騰に対する給付金1世帯当たり5万円の事業を令和4年度、本町は実施しました。その事業の残っている分がございます。本来だと年度中に返還をするものでございますが、国への返還は令和5年度に返還するということが通知されました。それが約7,788万円計上している分なので、令和5年度中に返す必要が生じたので、一時的に財政調整基金に組んで、令和5年にまた歳出として予算を計上して返還するものでございます。続きまして、庁舎維持管理及び建設基金積立金3,000万円。これは庁舎の大規模修繕、あるいは将来の建替えに備えまして3,000万円を組んでおります。学校給食費無償化基金積立金3,000万円。こちらは給食の無償化財源はふるさと納税を活用しておりますが、その制度が終了した後でも安定的に無償化が図れるように基金に積むものでございます。ちなみに、令和3年度に1億円積んでおりまして、今回3,000万円積みますので、1億3,000万円が積立ての残高になります。続きまして、子ども・子育てゆいまーる基金積立金700万円の減額。こちらは基金の積立方法を、これまでは受け入れた子ども・子育てゆいまーる寄附を2月中に一旦積み立てをしておりましたが、事務の効率化を図るため年度末で締めて、翌年度の基金に積む方法に変更するものでございます。よって、計上しておりました700万円を減額しまして、年度末で再度締めて、令和5年度の予算に反映させるものでございます。

続きまして18、19ページをお願いします。民生費でございます。19ページの真ん中あたりに負担金及び交付金、臨時特別給付金事業補助金4,870万円の減額。こちらは非課税世帯10万円の給付でございます。コロナの支援でございますけれども、給付事業がほぼ終了したので、事業の残額分を減額しております。その4段目下、地域福祉センター鉄骨屋根解体工事814万円の減額。こちらは地域福祉センターの中庭の鉄骨解体工事でございます、その減額分でございます。減額の要因としまして、解体のため足場を組む予定でしたが、バックホーという重機での解体が可能ということで、そちらに変更しました。はさみを持つ重機ですね。それに変更したために工事費が減額になりました。また、鉄骨が売却できましたので、大幅な工事費の減額となっております。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前11時58分）

再開します。 再 開（午後1時30分）

午前に引き続き、一般会計補正予算についての説明をお願いします。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 午前に引き続きまして、一般会計の補正予算の概要を説明いたします。

20ページ、21ページをお願いいたします。こちらは民生費でございますが、このページ以降、衛生費も含めまして減額が主な内容になっておりまして、年間の事業についてある程度見込みがついたことから、各事業の減額を主にやっているところでございます。各事業については省略させていただきます。ほとんど扶助費関係の減額でございます。

続きまして28ページ、29ページ、農林水産業費をお願いいたします。29ページの上段、委託料、ハーソー公園利活用基本計画・基本設計業務委託料746万円の減額。その2段下、ハーソー公園備品購入費352万9,000円の減額。まず、委託料でございますが、用地補償業務を令和4年度で予定しておりましたが、こちらは令和5年度に実施することに移行しましたので、その分の委託料を減額しております。用地購入を予定しておりますが、令和5年度でその予算を計上しているところであります。備品購入費352万9,000円の減額は、器具等の購入をいたしました。その入札残などの減額でございます。そのさらに2つ下、拠点産地品目保管支援業務支援事業補助金1,048万円の増額。こちらは10分の10のコロナ交付金を充当する事業でございますが、拠点産地品目に指定されておりますシークワサーとアセローラの保管費用を補助するものでございます。コロナ禍においていまなお需要減少が続いていることから、経営安定に資することを目的にこれまで50%補助をしておりましたが、全額の補助に切り替えて事業を実施するものでございます。一番下、畜産農家経営支援事業補助金529万円の増額。こちら10分の10のコロナ交付金を活用いたします。母牛1頭につき2万円を支援する事業でございます、飼料価格の高騰が続いております、畜産農家の経営に大きな影響がいまなお続いている状況でございます。当初は1頭につき1万円の支援を行っていたところでございますが、先ほどの経営の打撃を受けておまして、これを2万円に引き上げ支援するものでございます。ですから、当初の1万円プラスさらに1万円、合計2万円の支援をする事業でございます。

続きまして32、33ページ、商工費。33ページの上から4段目、商品券交付費367万8,000円の減額。こちらコロナ交付金を活用しまして、町民1人当たり6,000円の商品券を配布しまして経済的な支援を行う事業でございます。3月3日現在で交付率が95.4%、その交付に対して換金率が96.1%となっております。使用期限は本年の1月31日で終了しておりまして、その交付の実績に合わせまして、事業費に合わせまして、減額367万8,000円を行っているところでございます。

続きまして36、37ページ、土木費、上から2段目、伊豆味トンネル点検業務委託料、併せまして2段下、伊豆味トンネル修繕工事費、ともに351万円の増額でございます。こちらは令和5年度に点検と修繕を予定しておりました。本年1月に前倒しで国からの交付決定が下りたため、新規で増額計上をしております。こちらは国庫8割補助になります。このページの一番下段、第一渡久地橋修正設計業務委託料347万5,000円。こちらは渡久地の町営市場から本部高校に向けて架かっている橋でございます。橋の老朽化により、現在通行止めの対策を取っております。早急に対策を取る必要があることから、設計委託料を計上して、単費でもって業務をまずは行いたいというところでございます。

飛びまして60、61ページをお願いします。こちらは土地取得費でございます。61ページの下段、土地購入費（字渡久地）594万7,000円。こちらは渡久地にありました琉球銀行本部支店の土地を購入するということで計上していたものでございます。現在の渡久地交番のある土地は町有地であります。こちらは県の道路整備によって、県が町から購入します。そして本町は渡久地交番を渡久地にそのまま置くということを県と調整していきまして、琉球銀行本部支店の跡地に建てられることが決まりました。その条件として、残置分を町が購入するということで落ち着いたところであります。新しい交番が建つ土地は県が買います。県が買ってなお余るところは、町が買って今後の利活用にするものでございますが、旧琉球銀行本部支店を買うお金と、県から今の交番に入ってくる収入を相殺する形を取りました。その取ることによって琉球銀行は、県に売る土地の分が、税額控除が受けられるということで、そのように三者で取り決めまして、本町は相殺することになりましたので、琉球銀行本部支店の跡地の町が買う分は減額しまして、県から入ってくる分をもって充てるということでございます。すみません、少し説明が分かりにくかったので、申し訳ないです。

あと、歳入に少し触れさせてください。歳入の2ページ、3ページをお願いします。こちらは町税でありますけれども、3ページの上から3段目、入湯税449万5,000円の増額。こちらは観光客などの回復によりまして利用者が増えました。その増えた分、入湯税を増額しております。同じページの下から4段目、地方消費税交付金3,673万5,000円の増額。こちらはコロナ禍で消費が停滞すると見込んでいたところではありますが、各種消費喚起対策、国、そして各自治体を挙げて行った消費喚起対策の実施などにより消費が見込んでいたよりも落ち込まなかったということで、追加の交付金が本町にございました。

5ページをお願いします。上から3段目の普通交付税8,021万5,000円。こちら先ほどと関連しますが、国税の収入に関しまして見込みよりも多く国税収入があったということで、本町に対

しまして8,021万5,000円の追加の配分がございました。

9 ページをお願いいたします。上から6段目、本部町ちゅらまちづくり応援寄附金3,698万9,000円の減額。こちらはふるさと納税の寄附金受入額でございますが、当初の見込額より3,600万円程度減額する見込みになりました。前年に大口2,000万円が1件、1,800万円が1件ございましたが、今回はこの大口がございませんので、その分減額したものが大きな要因でございます。その4段下、財政調整基金積立金5,141万5,000円の減額。当初予算におきまして財政調整基金の取り崩しを予定しておりましたが、取り崩さずに財政運営が可能になったことから、今回取り崩さない減額をしているところであります。以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第20. 議案第14号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

表紙を1枚おめくりください。令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算。令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,748万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,188万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和5年3月9日、本部町長 平良武康。

それでは3枚おめくりください。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書の総括を用いてご説明いたします。今回の補正予算の主な内容につきましては、当初見込んでいた医療費が試算額より増えたことによるものとなっております。まず、総括の上段、歳入をご覧ください。

1款国民健康保険税が15万8,000円の減額となっております。これは東日本大震災で避難している方から減免申請があった国民健康保険税となっております。減免した金額につきましては国と県が負担することになっており、5款国庫支出金と6款県支出金に振り替えることとなります。

下のほうをご覧ください。5款国庫支出金3万1,000円の増額となっております。これは1款国民健康保険税で減額補正した金額の5分の1を国が負担する分となっております。下です。6款県支出金2,658万8,000円の増額となっております。これは主に2つの要因によるものであります。

1つ目は国民健康保険税で減額補正した金額の県が負担する分となっております。2つ目は医療費の増額分であります。医療費が増額になった要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で落ち込んでいた医療費の受診控えが緩和されたことなどが考えられます。医療費

の増額分につきましては、県が全額負担することとなっております。10款繰入金が102万8,000円の増額となっております。これは県の通知に基づき、保険基盤安定繰入金などの額が確定したことによるものであります。

下の段、歳出をご覧ください。2款保険給付費が2,646万1,000円の増額となっております。これは先ほど申し上げました歳入6款の県支出金が増額になったことによるものであります。医療機関に支払う医療費となっております。10款予備費につきましては、歳入10款の繰入金の保険基盤安定繰入金などが県の通知に基づき増額になっているものであります。増額になった金額を予備費に積み増しするものであります。以上で終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第21. 議案第15号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

表紙を1枚おめくりください。令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算。令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,042万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは3枚おめくりください。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書の総括でご説明いたします。今回の補正予算の主な内容につきましては、後期高齢者医療保険料が当初見込んでいた保険料より増えたことによるものであります。まず、歳入をご覧ください。1款後期高齢者医療保険料が680万4,000円の増額となっております。これは普通徴収保険料が増額になったことによるものであります。後期高齢者医療保険料の当初予算につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合が試算した見込額で当初予算を編成することとなっております。今回試算額より保険料の収入見込額が多くなっているため、補正予算を計上するものであります。

次に下の段、歳出をご覧ください。2款後期高齢者医療広域連合納付金680万4,000の増額となっております。これは1款後期高齢者医療保険料が増額になった分と同額となっております。町が被保険者から徴収した保険料を広域連合に納付するものであります。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第22. 議案第16号 令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 議案第16号をご説明いたします。

議案第16号 令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。

次のページをおめくりください。令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算。令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ443万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,694万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。(地方債補正)第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

次のページをお開き願います。1ページ目、歳入5款繰入金、他会計繰入金、補正額マイナス23万7,000円。8款町債、補正額420万円、歳出に合わせて減額するものとなっております。

下の欄、歳出1款総務費、総務管理費、補正額マイナス405万2,000円。施設費の施設新設改良費でマイナス38万5,000円。歳入歳出合計とも443万7,000円となっております。

次の2ページ目をお願いいたします。第2表繰越明許費補正、施設費、施設新設改良費、事業名、本部町浄化センター基本設計業務、金額4,730万円の繰越しとなっております。繰越しに係る事業は、本部町浄化センターの建替えに係る基本設計業務となっております。契約の相手は、日本下水道事業団であります。当初予定では、昨年10月に事業団と協定を締結し、年度内の業務完了を予定しておりましたが、業務に先立って行う本部町公共下水道事業計画の変更手続の作業において、改良後の処理能力、ストックマネジメントや耐震化の整理及び、それに伴う補助メニューの検討等に時間を要しました。事業の変更は本年2月1日に終えております。計画変更後、本年2月2日付で事業団と契約を締結し業務に取りかかってはおりますが、年度内の完了が困難となったため、次年度に繰り越すものであります。なお、業務の完成予定は、令和5年12月を予定しております。

次のページをお願いいたします。第3表地方債補正、起債の目的、公営企業会計適用債、補正前960万円、補正後に540万円とするものとなっております。地方債減額の事業は、令和6年4月の適用に向けて行っております公営企業法適用に伴う支援業務に係るものとなっております。契約には業者提案、プロポーザルによる契約を行っておりますが、業者の提案による金額が当初予定していた金額より安価に抑えられたため、今回歳入歳出の減額を行い、併せて企業債の借入金の減額を行うものであります。

歳出の主な項目を事項別明細書で説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。5

ページ目、12節委託料。主な要因は、委託料の減額になっております。上段から2行目、公営企業法適用に伴う支援委託業務、先ほどの説明と同じく減額318万5,000円となっております。先ほど説明しました企業債の減額420万円と金額が一致しない数字とはなっておりますが、下段の公課費、消費税の支払いにおいて9月に流用を行ったことから、差額が生じているものでございます。

次の6ページ、7ページをお願いいたします。7ページ上段、旅費マイナス38万5,000円の減額となります。この減額に係る旅費は、さきに説明しました本部町浄化センターの建替えに伴う基本設計の中で行う県外の類似施設、最新の施設等の視察を予定しておりました。基本計画業務が繰越しになったことに伴い、今年度の予算を減額するものであります。以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第23. 議案第17号 令和5年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第17号、こちらピンクの冊子でございます。

表紙をめくりまして、1枚目をお願いいたします。議案第17号 令和5年度本部町一般会計予算について。令和5年度本部町一般会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第24. 議案第18号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第18号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計予算について。令和5年度本部町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第25. 議案第19号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** それではピンクの冊子、準備をお願いします。議案第19号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第26. 議案第20号 令和5年度本部町公共下水道特別会計予算についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 白色の議案書になります。議案第20号を説明いたします。

議案第20号 令和5年度本部町公共下水道特別会計予算について。令和5年度本部町公共下水道特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長平良武康。以上です。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第27. 議案第21号 令和5年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 議案第21号を説明いたします。

議案第21号 令和5年度本部町水道事業会計予算について。令和5年度本部町水道事業会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年3月9日提出、本部町長平良武康。以上です。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第28. 予算審査特別委員会の設置についてをお諮りします。

議案第17号 令和5年度本部町一般会計予算についてから、議案第18号、議案第19号、議案第20号の各特別会計及び議案第21号 令和5年度本部町水道事業会計予算については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第17号 令和5年度本部町一般会計予算についてから、議案第18号、議案第19号、議案第20号の各特別会計及び議案第21号 令和5年度本部町水道事業会計予算については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (午後2時03分)

再開します。

再 開 (午後2時12分)

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に崎浜秀昭議員、副委員長に松田大輔議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

散 会 (午後2時12分)